

狩猟解禁についてのお知らせ

近年、エゾシカ・ヒグマの生息数が増え、農林業に対し、多大な被害が報告されているところです。北海道ではその実態をふまえ、エゾシカ・ヒグマの可猟区域の設定を行い、次の期間のとおり、下川町での狩猟を解禁します。

■ヒグマ可猟期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

■エゾシカ可猟期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日



狩猟期間中は町外・道外のハンターも狩猟に来ることが予想され、無断で草地などに車を乗り入れたり、死がいや遺棄物を放置したりするケースが心配されます。狩猟期間中、エゾシカの死がい等不審なものを見かけましたら、産業振興課林業振興係までご連絡くださいますようお願いいたします。また、狩猟解禁に伴い林内での銃猟による事故の発生が懸念されることから、可猟期間内の狩猟目的以外の一般入林を禁止とします。

狩猟で町有林への入林を希望される場合は、必ず事前に役場で入林許可を受けてから入林されるようお願いいたします。また、垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地または作物のある土地において狩猟をするときは、あらかじめその土地の占有者の承諾を受けてください。草地も作物のある個人所有地です。これに違反した場合、50 万円以下の罰金に処されます。(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第十七条及び第八十五条より)

■お問い合わせ 産業振興課林業振興係

☎ 4-2511 内線 243

狩猟をされる皆様へ



上川北部森林管理署からのお知らせ

北海道内の国有林は令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までエゾシカ可猟期間に入ります。可猟期間中の一般銃猟を可能とする区域は狩猟者が入林しています。この区域への一般入林は自粛されますようお願いいたします。

■お問い合わせ 上川北部森林管理署 業務グループ ☎ 01655-4-2551

銃猟立入禁止区域図はこちら

